

平成25年6月定例会 過疎・人権対策特別委員会（事前）

平成25年6月6日（木）

〔委員会の概要〕

来代委員長

ただいまから、過疎・人権対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）

議事に入るに先立ち、委員派遣について御報告いたします。さきの委員会以降、私が調査計画書を提出しておりますように、5月30日、総務省において、過疎法の見直しや今後の方針等について調査するものであり、内容を確認の上、正副委員長において派遣決定し、調査してまいりましたので御報告いたします。なお、議長及び委員長あて委員派遣調査報告書を提出いたしておりますことを申し添えておきます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①）

【報告事項】

- 新たな過疎対策の実現に向けた「徳島からの提言」について
- とくしま障害者雇用促進行動計画の改定について（資料②③）

小谷保健福祉部長

6月定例会に提出を予定いたしております過疎・人権対策関係の案件につきまして、御説明いたします。

今回、御審議いただきます案件は、平成25年度一般会計補正予算案及びその他議案等として、条例案と平成24年度繰越明許費繰越計算書でございます。

私のほうからは一般会計の総括並びに保健福祉部関係について御説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております過疎・人権対策特別委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計の総括表でございます。関係する3部局で予算の補正をお願いいたしております。総括表の一番下の計の欄に記載しておりますとおり、補正予算額につきましては3億267万2,000円となっており、補正後の予算総額は396億6,972万8,000円となっております。最上段でございます保健福祉部関係につきましては、2億9,569万4,000円の増額補正をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は393億3,684万7,000円と

なっております。財源につきましては、内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページでございます。

課別主要事項でございます。初めに3ページの長寿保険課関係でございます。老人福祉費の摘要欄①のア、地域支え合い体制づくり事業費1億円につきましては、市町村等が実施します独り暮らし高齢者等に対する日常的な支え合い活動の体制作りを支援するものでございます。その下の摘要欄②のア、施設開設準備等特別対策費補助金9,000万円につきましては、介護施設の開設時から安定した質の高い介護サービス体制の整備を図るため、地域密着型特別養護老人ホーム等を設置しようとする民間事業者に対し、市町村を通じまして開設準備経費を補助するものであります。

以上、長寿保険課の補正総額は1億9,000万円となっております。

続きまして、福祉こども局こども未来課関係でございます。

児童福祉総務費の摘要欄①のア、児童虐待対応強化事業費としまして800万円をお願いしております。これは増加する児童虐待相談等に適切に対応するため、市町村等が実施いたします児童虐待防止に係る創意工夫に満ちた取組に対し補助を行うものであります。

また、児童福祉施設費の摘要欄①のア、保育所整備事業費補助金7,954万4,000円につきましては、安心して子どもを育てることができる体制を整備するため、待機児童解消に向けた保育所の施設整備に対し補助を行うものでございます。

その下のイ、子育て支援のための拠点施設整備事業費、1,185万円につきましては、市町村が行う地域における子育て支援の中心となる子育て支援のための拠点施設の整備に対し補助を行うものでございます。

以上、こども未来課の補正総額につきましては、9,939万4,000円となっております。

続いて4ページをお願いいたします。

福祉こども局障害福祉課関係でございます。障害者福祉費の摘要欄①のアの（ア）障害者消費者教育推進啓発事業630万円につきましては、障害者の消費生活上のトラブルを未然に防ぐため、障害者関係団体等に対して研修・啓発事業を実施するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

その他の議案等の（1）条例案でございます。アの徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例でございます。これは、子ども・子育て支援法が制定され、県が支援法に基づく事務を処理するための審議会等を置くよう努めることとされたことに鑑み、徳島県社会福祉審議会をこれに当てるための改正を行うものであります。施行期日につきましては公布の日からとしております。

次に、当委員会の付議事件に関するものでイの過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、租税特別措置法施行令等の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。施行期日は、公布の日からとしております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

平成24年度繰越明許費繰越計算書でございます。長寿保険課ほか1課で所管しておりま

す 2 事業合計で 6 億 8,420 万 8,000 円を繰り越しております。

6 月定例会の提出予定案件，保健福祉部の説明は以上であります。

よろしく御審議賜りますよう，お願いいたします。

小川地域振興総局長

政策創造部より 1 点御報告させていただきます。

資料はございませんけれども，新たな過疎対策の実現に向けた徳島からの提言についてでございます。

昨年度，知事を会長として，過疎関係市町村長，各界の代表者，有識者などで構成する新過疎対策戦略会議を設置し，国の動きを先取りし，地域の実情を踏まえた新過疎対策の検討を進めてまいりました。

更に，県議会での御論議を踏まえ，26 項目からなる徳島からの提言をまとめ，先月 8 日に，関係 10 市町村長の皆様と，全国に先駆け国に要望したところでございます。

今後とも，県議会や関係市町村の皆様と力を合わせて，国の動向を注視し，過疎地域の振興に結び付く新たな過疎対策の実現に向け，しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

福井県民環境部長

それでは，6 月定例県議会に提案を予定しております県民環境部の案件につきまして，御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料の 1 ページをお開きください。

県民環境部の一般会計歳入歳出予算額につきましては，補正額の欄に記載のとおり，497 万 8,000 円の増額補正をお願いしており，補正後の予算額は 1,919 万 9,000 円となっております。財源につきましては，財源内訳欄に記載のとおりでございます。

説明資料の 5 ページをお開きください。

補正予算の内容についてでございます。文化スポーツ立県局県民スポーツ課関係でございます。体育振興費の摘要欄の①のア新規事業，徳島ヘルスリテラシー能力向上プロジェクトとして，497 万 8,000 円を計上しております。これは，大学や企業の人材、施設等を活用し，総合型地域スポーツクラブを拠点に中高年の健康作りの運動・スポーツプログラムの開発，実践，評価を行い，スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を促進するもので，先般，国の委託事業として選定されたところでございます。

県民スポーツ課の補正後の予算総額は，1,919 万 9,000 円となっております。

以上でございます。御審議のほど，よろしくお願いいたします。

酒池商工労働部長

商工労働部より 1 点御報告させていただきます。

とくしま障害者雇用促進行動計画の改定についてでございます。

お手元に資料 1 の計画案の概要版と資料 2 の計画案を配付させていただいておりますが、概要版に沿って御説明させていただきます。

県におきましては、これまで関係者の皆様の御協力を頂ながら、障害者雇用の促進に向けて積極的に取り組んできたところでございますが、平成18年には全国最下位であった県内民間企業の障害者雇用率が平成24年には1.68パーセントと全国平均まで改善し、着実に成果が現れてきたところでございます。

一方、本年4月から、民間企業における障害者の法定雇用率が1.8パーセントから2.0パーセントに引き上げられ、また、昨年度制定いたしました徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例の趣旨を速やか、かつ具体的な行動に移すため、現行動計画を1年前倒しで改定することといたしました。

なお、改定の概要につきましては、計画期間を平成25年度から平成28年度までの4年間とし、新たに重点的に取り組む項目といたしまして、事業主に対する障害者雇用に係るさまざまな情報提供、職業訓練の実施及び充実等の5項目を加え、障害者の雇用促進を図ってまいりたいと考えております。今後、県議会での御論議やパブリックコメントで県民の声を頂きますとともに、とくしま障害者雇用促進県民会議での御議論を経て、本年秋の計画策定を目指してまいりたいと考えております。

報告につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

佐野教育長

続きまして、教育委員会関係の案件につきまして御説明申し上げます。

お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出補正予算についてでございます。教育委員会の補正額は、総括表の下から2段目でございますように、200万円の増額補正をお願いしておりまして、補正後の予算額は2億3,045万7,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

6ページをお開きください。

補正予算の内容についてでございます。特別支援教育課でございますが、教育指導費におきまして、特別支援学校において、消費者教育や食育に知見を有する外部講師による授業を行うことにより、消費者被害の未然防止や食育の推進を図るとともに、就労につながる教育活動を展開するため、地域の人々と協力した販売活動等を実施する経費といたしまして、新たに「みんなで学ぼう知っとく消費者教育推進事業」として200万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、6月定例県議会に提出を予定しております教育委員会関係の案件につきましての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

来代委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申し合わせがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申し合わせがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、質疑をどうぞ。

藤田委員

体罰のことについて少しお伺いしたいんですけど、昨年末に大阪市において高校生が体罰を受けて、その後、自殺をするという事案が発生をいたしまして、全国的にも体罰に対する関心というか不安が高まる中、本県としても体罰に対する実態調査を行ったということなんですけど、それはどういうふうな結果になっているんでしょうか。概要等を教えていただきたいと思います。

松山教職員課長

ただいま藤田委員のほうから、昨年度、本県で実施しました体罰の調査結果についての概要について御質問がございました。

委員が御質問のとおり昨年末、大阪市において高校生が体罰を受けた後に自殺するという事案が発生いたしまして、それを受けて、年明け1月23日付けで文部科学省からの指示がございまして、本県でも2月1日から体罰に係る実態調査を行いました。

調査の方法といたしましては、県下全ての公立小中高等学校、特別支援学校を対象にいたしまして、まずは教員から聞き取りを行いますとともに、並行して児童、生徒、保護者連名でアンケートを提出していただくというふうな形で調査を実施しました。

結果でございますけれども、学校からは体罰が疑われる事案として42件の報告がありましたけれども、県の教育委員会に体罰問題特別調査チームを設置いたしまして、精査を行うとともに、外部の有識者からの助言を得まして、このうち24件を体罰であると判断いたしました。それで、他の17件については、体罰につながりかねない不適切な指導、残りの1件は問題のない事案として、4月25日に公表いたしました。

体罰と判断いたしました事例は、小学校が7件、中学校が14件、高等学校が3件であり、中学校が一番多いという結果が出ております。

また、体罰が起こった場面で申しますと、部活動中が一番多く9件、次いで授業中が8件となっております。以上が調査結果の概要でございます。

藤田委員

体罰された案件が24件あったと、それで不適切な指導が17件、これらの対処方法というか、どういうふうなことで対処をしていくんですか。

松山教職員課長

まずは不適切な指導、それからいわゆる体罰ということで、まずは判断基準でございますけれども、文科省から出されております通知等を参考にしまして、体罰が行われた前後の状況、それから児童、生徒の発達段階等々を総合的に勘案いたしまして、個々に判断をした結果でございます。体罰と判断した24件につきましては、懲戒処分、あるいは訓告等の処置をいたしました。不適切な指導ということにつきましては、学校長から厳しい指導というふうな形で対応し、今後、そういうことがないように、県全体としても再発防止に、現在、取り組んでいるところでございます。

藤田委員

その具体的な再発防止の施策というか、そういうことは何かやられているんでしょうか。

松山教職員課長

再発防止の個々の取組でございますけれども、まず、体罰に対する正しい認識を教職員がしっかり持つということで、研修をしっかりとやっていただくということで、現在、新しい資料も作成して、研修の準備を進めているところでございます。

それから、相談体制といたしまして、やはり、児童、生徒あるいは保護者等が体罰を含め、教員との関係における悩み等を遠慮なく学校に相談できると、そういうふうな相談体制の整備にも努めております。

事案によりましたら、学校に相談しにくいような場合もございますので、県の教育委員会にも相談窓口を設置したところでございます。それから生徒指導あるいは部活動指導の在り方を全体的に点検して、必要な見直しを図るというようなところも徹底してしているところでございます。

藤田委員

相談窓口等々を設置したということなんですけれども、この相談窓口ってどこで、どういうふうな形で置いているんでしょうか。

松山教職員課長

相談窓口の件でございますけれども、5月2日から県の教育委員会、教職員課に窓口を開設いたしました。以上でございます。

藤田委員

その相談窓口相談に来る人というのは限定されていますか。教職員ですか、保護者ですか、生徒ですか、どういう方ですか。

松山教職員課長

相談は、これまでは電話でございまして、5月2日に開設をしましたがけれども、昨日までの段階で3件相談がございました。いずれも電話でございます。

藤田委員

どういう方ですか。

松山教職員課長

相談の中身については秘密を守りますという形ですので、なかなか詳細は申し上げにくい面はございますけれども、いわゆる体罰を受けたといわれる生徒さん、あるいは保護者、あるいは、第三者というふうな形の方もおいでました。

藤田委員

その相談窓口というのは、どなたからでも相談を受けられるということなんでしょうか。その広報というか、周知徹底というのはされているんでしょうか。

松山教職員課長

窓口の広報につきましては、5月1日にマスコミに資料提供しますとともに、これから保護者宛てに、県の教育委員会が発行する教育ふれあい便りの中に電話番号もしっかり入れて、そして広報するというような形にしておりますし、県のホームページにも窓口のことについては掲載しております。

藤田委員

十分に周知徹底をしていただきたいと思いますが、それでは今年度に入って体罰の事例というのはないんですか、あるんですか。

松山教職員課長

今年度でございますけれども、体罰の相談窓口以外に、5月下旬から6月初旬にかけて、学校から体罰が疑われる事案が2件報告されております。校種は高校と中学校でございます。

藤田委員

これだけ社会的問題になっているにもかかわらず、まだ2件発生している。2件疑われるって、まだこれは調査中なんですか。

松山教職員課長

現在、調査中でございます。しっかりと調査をいたしまして、内容等につきましては、この段階でまだ申し上げることはできないんですけれども、いずれきちっとした形で公表はしたいと考えております。

藤田委員

ぜひしっかり調査して、再発防止に努めていただきたいと思います。昨年度からこれだけ本当に社会問題化して、なおかつ研修等々も行ってきた中で再発というか、体罰が行われているこの実態、この状況を教育長はどういうふうにお考えでしょうか。

佐野教育長

今、藤田委員から、こうした体罰の防止を訴えている状況の中で、新たに 2 件の体罰等が疑われる案件について見解をとということでございますが、非常に厳しく受け止めております。これだけ子どもたちの心を傷つけ、身体を傷つけるということは、あってはならないというふうに認識しております。これは、私どもの広報が徹底していないのかなということで、改めてもう一回広報し、指導し、検証を進めていきたいというふうに重大に受け止めております。

藤田委員

これから具体的に、再発防止に向けてどういうふうな対策を執っていくのか、どのようなことを具体的にしていくのか、お伺いいたします。

松山教職員課長

ただいま、今後の具体的な取組ということでお話をいただきました。先ほども申しましたけれども、まずは県下全ての公立小中高等学校、特別支援学校の教職員を対象に、新しい資料を今、作成しておりますので、それで、全員に対して、体罰に対する正しい認識を持つと、そういうふうな研修をまずきっちりと徹底させたいと思います。

それから、各学校で学校長を中心に教職員との定期的な面談をしておりますので、その中で、体罰というようなことが起こらないようにきちっとした指導を入れていただくと。

それから、相談体制の整備ということ为先ほど申し上げましたけれども、この相談窓口を今後ずっと開設しておきますので、また、県の教育委員会に調査の段階で設置しました体罰問題特別調査チーム、これも現在、存続させておりますので、その中で必要な施策を今後ともきちっと打っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

藤田委員

いろいろと対策を執っていただくと同時に、相談窓口等々によって実態というものをし

っかりと把握して、体罰が今後二度と発生しないような体制を執っていただきたいと思います。それでは教育長、決意を述べてください。

佐野教育長

今、藤田委員のほうからありましたけれども、こうしたことが二度と起こらないように、そして、学校が安心・安全で、子どもたちが健全に学べるように、そして徳島の次代を担う子どもたちが健やかに育つような学校作りに懸命に努めてまいりたいと考えております。

藤田委員

それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。

昨年の11月定例会、閉会日の知事の挨拶の中で、県西部地域の経済の活性化と雇用の創出ということで、大塚製薬の誘致が、県と企業、それと美馬市との三者で締結が行われたということなんですけど、それに対して、知事は全面的に企業立地が円滑に進むように支援をしていくということで表明をされておりましたが、今現在、この事業というのはどういうふうな進捗で、これからどういうふうなスケジュールで、まさに雇用の創出というのは、過疎地域の活性化にとっては本当に一番大切なことだろうと思いますので、今の現状を教えてくださいたいと思います。

東條企業支援課副課長

ただいま、県西部の活性化、雇用に絡みまして、美馬市の誘致の件で御質問をいただきました。昨年12月でございますが、美馬市と大塚製薬が工場立地に係る覚書を締結しております。その後、美馬市と県も連携しながら用地を確保いたしております。それで、現在、設計基本計画、基本設計、アクセス道路の設計の検討、発注をいたしております。おおよそ4年をめどに完成ということでお聞きをしております。以上でございます。

藤田委員

4年をめどに、地元で今、用地買収等を進めているということによろしいのでしょうか。具体的な雇用の人数とか、この11月定例会で発表した次の日、具体的ではなかったとは思いますが、正規人数がうんぬんというふうなことが新聞で報道されておりましたが、まだまだそこら辺は未知数なんでしょうか。どうなんでしょうか。

東條企業支援課副課長

ただいま、設計等も進んでおりますので、今、現状のところは、その辺は未知数ということでお伺いしております。以上です。

藤田委員

これから大塚製薬さんのほうともいろいろと計画を練りながら、雇用とかそういうもの

が確定していくんだらうと思いますけども、県として、この企業の立地に関して、どういうふうな支援体制をこれから執っていくのか。人、物、金、どういうふうな体制を執っていくのか、お伺いいたします。

酒池商工労働部長

ただいま、藤田委員さんのほうから御質問のありました件で、先ほど 1 点、補足でございますけれども、完成が 4 年をめぐりということなんですが、造成の完成が 4 年をめぐりということで、それから工場建設がなされるということになります。

それで、県の支援につきましては、現在、用地交渉、用地買収、その辺の作業がなされているところでございますが、それに先立ちまして、市のほうでプロジェクトチームをつくっております。市のほうから、今回、オーダーメイド型でもありますし、非常に企業誘致の作業が難しい部分もあるということで、1 点は県のほうから専門家を派遣してほしいというふうなことがございましたので、この 4 月から専門家を派遣、県の職員を派遣いたして、そのプロジェクトチームの中で企画に携わっております。

それで、今後、そういうふうな用地造成が完了年度をめぐりに完成した後、工場建設に入るわけでございますが、実際に工場が建設されまして、それで雇用も、去年の時点では 100 から 200 程度というふうなお話が大塚製薬のほうからなされたところであるんですが、まだ工場の内容についても、今後どういうふうなものをそこで製造するかということは、これから検討するというところでございますので、その中身によって雇用の数について検討するものと思われまます。

それで、工場が建設され、その中身が固まり、雇用も確保した時点で、県のほうとしては、県が持っております企業誘致の補助制度にのっとり財政的に支援をしていきたいと思っております。そういう人的・財政的支援を今後、積極的に行いまして、県西部におけます雇用の確保、それから地域経済の活性化に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

藤田委員

財政的・人的支援というのも、やはり住民の皆様方も、美馬市だけでなく、県西部地域にとって非常に期待しているところでございます。

一方、有効求人倍率にしても、大体県央部が 0.9 以上あるのに対し、県西部というのは、大体 0.5 から 0.6 ぐらいの間で推移しているということで、この格差是正にもつながっていくと思いますし、特に地元の人たちというのは、やはり過疎地域の活性化の観点から言えば、この企業誘致だけを支援していくのではなくて、もっと大きい部分で、活性化につながっていくためには、私はいつも思っているんですけれども、定住人口の増加というものを目指していくのが一番過疎地域の活性化につながっていく、特に若い人たちに定住していただくということがそれにつながっていくと思いますので、雇用の創出と同時にそこに住めるような状況、これも美馬市と連携する、県西部の皆さんと連携、市町村と連携し

て、やはり住みやすい地域といたしますか、子育てであったり教育であったり、そういうもっと全体的な部分も支援をしていく必要があるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

酒池商工労働部長

ただいま、企業誘致だけじゃなくて、定住人口の増加確保、これを含めて、地域と共生しながら地域の活性化につなげていけばいいんじゃないかというお話でございます。

当然、そのような方向で、県としても美馬市それと大塚製薬とも連携してやっていきたいと考えております。今回、企業誘致を促進するに当たりまして、多分、いろんな関連産業への波及とか、そういったものが考えられますし、それに伴う雇用もまた生まれてくるものと思います。それと、大塚製薬自体がこれまで驚敷とか板野とか、そういった所で工場を建設しておりますが、地域と一体となったイベントとか、そういった共生活動もやっておりますので、多分、美馬市においても、そういうことが、住民の方々との交流、そういったものもなされるものと思っております。県としても、そういったものを側面から支援してまいりたいと考えております。

藤田委員

これは美馬市だけではなくて、県西部地域にとって非常に活性化の一つの大きい要因になると思いますので、今後とも、最大限支援をしていただきたいと思っております。そして、過疎地域の活性化、これを図っていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

松崎委員

喫緊のことということで、今日提案いただきまして、その他の議案で条例改正が 2 件ほどございますので、ちょっと中身についてお聞きをしたいというふうに思います。

1 つは、子ども・子育て支援法が制定されたことに伴いまして、その支援計画、また、変更する際に意見を聴くための審議会を設けるということで、県の社会福祉審議会の設置条例の一部改正ということでございます。

これは、審議会行政と言われたりしてございまして、審議会をいっぱい作ることがこれまで多かったわけですが、このことをやはり一元化するといえますか、関連する審議会のところで審議をしていただくという趣旨については全く同感でございます。ただ、私も久しぶりの過疎・人権対策特別委員会でございますので、一つお聞きしておきたいのは、現在の県の社会福祉審議会のメンバーというか、人数がどの程度おられて、どの程度、年間に開催されているのかということが、今、分かれば教えていただきたいと思っております。

それと関連して、この中に児童福祉の専門分科会を設置されて、処理することとしたということになっておりますが、分科会の規模というのはどうなるのか。現行の社会福祉協議会のメンバーの中で分科会構成ができる人数であるのか、それを補充するようなことになるのかどうかということがもう 1 点で。

そして、初めてで申し訳ないんですが、支援事業の支援計画、この策定は既にできているものなのか、今後、この審議会の中の専門分科会で審議いただいて、恐らく計画して、審議いただいて、策定する方向ということにスケジュール的になっていくのかどうか、それはいつの時期ぐらいを考えているのか、お分かりになれば教えてください。

山口こども未来課長

ただいま、子ども・子育て会議について御質問をいただきました。

県といたしましては、委員御承知のとおり、新たな組織を安易に立ち上げるのではなく、できる限り既存の組織を有効に活用しまして、効率的な運営を行うことが望ましいという観点から社会福祉審議会を活用するというようにしております。

また、御質問の社会福祉審議会・児童福祉専門分科会で、子ども・子育て会議の事務をしていただくということにしております。児童福祉専門分科会の構成でございますが、現在16名ほど委員になっていただいております。今現在、社会福祉の事業に携わる委員の方、また、学識経験者の方で構成されておまして、今後、子ども・子育て会議の機能を社会福祉審議会に当てるという場合には、幼稚園関係者等も含めるようにということで、国からも助言がございますので、改めてメンバーを今後、検討しまして、追加するような方向で検討しているところでございます。実際、この児童福祉専門分科会の回数でございますが、案件が上がってきたときに開くということになっておまして、必ず年間何回開かないといけないとかそういうことにはなってございません。

また今後のスケジュールでございますが、新たな子ども・子育て支援法に基づくこの新システムの施行が平成27年度からになってございます。今回、条例改正を提案させていただいておりますが、議決の後、早速、委員の更新につきまして検討を始めまして、今年度のできるだけ早い段階でこの会議を立ち上げてまいりたいというふうに思っております。

また、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画についての御質問でございますが、これは非常に分かりづらい言葉でございますけれども、まずこの計画なんですけど、市町村と都道府県それぞれが作るようになってございます。まず、市町村において幼児期の学校教育、保育の量の見込み、要は需要です。また、提供体制の確保、こういった例えば、保育所なのか、幼稚園なのか、また、認定子ども園なのかといったことです。あと、実施の時期などについて計画を定めるということになってございます。まず、市町村が定める上に、都道府県として広域的な調整を図る必要があるものですから、市町村がそういった計画を作るのに支援するための計画、それを都道府県が作るということになってございます。その計画をまさに、県のほうで案を作りまして、こちらの徳島県版の子育て会議で御審議をいただきまして、27年の施行に間に合わせるということになっており、そういうスケジュールになってございます。

松崎委員

大体の組織とかスケジュールは分かったんですけども、県内における待機児童の状況と

というのは分かるのでしょうか。都会では特に待機児童の解消問題が子ども・子育て支援の中で大変話題になっていると伺いますか、深刻な問題にもなっていると思うんですが、県内ではどんな状況ですか、ちょっと教えてください。

山口こども未来課長

ただいま、待機児童につきまして御質問いただきました。本県の待機児童につきまして、本年 4 月 1 日の時点で待機児童数は合計 41 名ということになってございます。県といたしましては、これまで、平成 22 年 3 月に策定いたしました徳島はぐくみプランにおきまして、平成 26 年度末までに待機児童数をゼロにするという目標を掲げているところでございます。それに従って、民間保育所の新設や定員増に伴う増改築につきまして、支援を積極的に行ってきたところでございます。

その結果、本年 4 月 1 日の時点では公立、私立を合わせた保育所の定員は 1 万 6,107 名ということで、平成 22 年 4 月 1 日、この計画を立てた当初に比べれば、352 名の増加というところでございます。ただ、今申し上げましたとおり、今年の 4 月 1 日で 41 名の待機児童が発生するところでございます。今年度、更に保育所の整備を進め、485 名分の定員増を図ることにしております。今後も引き続き県民の保育ニーズを的確に把握いたしまして、待機児童の早期解消を図ることはもとより、市町村や関係団体と緊密な連携の下、子育て支援のための総合的な施策を積極的に推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

松崎委員

41 名の方がまだ待機されておるとい現状があるようですけれども、それに対する対策ということもあるんでしょうが、この 41 名の待機児童に関わって、例えば、共働きなど、いわゆる男女共同参画という形で考えていった場合に、弊害になっているというのか、もう職場が、女性の場合なのか男性の場合なのかは別にして、雇用を継続できないとか、そういう大変深刻な問題はどういうふうにつかまれていますか。

山口こども未来課長

待機児童が発生する要因といたしましては、やはり委員おっしゃるとおり核家族化の進展でありますとか、女性の社会進出、社会構造の変化で、保育ニーズは年々増大しておりまして、保育所に入りたいという希望者がどんどん増えていっているという傾向にあることや、やはり働く環境の基盤づくり、施設整備や定員の弾力化による受入れ増、乳児や延長保育などが進むほど需要が喚起される傾向があるということがございます。

あと、延長保育とか低年齢時の受入れを行っている保育所に申込みが集中するという一方で、こうした取組を行っていない保育所や周辺部の一部の保育所で定員割れが生じるというような、サービスの需給バランスが取れていない地域があるといったことで待機児童が発生することがあるということ、私どもとしては考えているところでございます。

松崎委員

おっしゃったように、大変需要の多い保育現場とかもある一方で、まだ余裕がある所もある、そういう問題も当然あるかと思えます。

したがって、そこらは勤務地との関係で、そうはなかなか徳島の交通事情などから考えたら、

ここは預ける手法がないという形も含めて、今待機されているんだらうなということが予測されるんですけども、いずれにしましても、子ども・子育て支援法という形で、少子化の中で大変重要なテーマといたしますか、課題として法律が制定されたということでございますので、今後ぜひ、この社会福祉審議会の中、そして児童福祉専門分科会において、こういった問題の具体的な実態把握とその解決に向けた取組を、国、県、市町村が協力して取り組むような組織として、この条例に書かれている改正に伴う機能を發揮いただければということで、御要望しておきたいと思えます。

それともう 1 点は、条例の関係でもう一つ下に、過疎地域内の課税免除の条例というのが出されておまして、今日は税務課のほうからも出られているということなんですが、改正の概要の中に、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定めるうんぬんということで書かれておまして、これは一体どういう場合なのか、少しこの改正に伴う趣旨について御説明いただければと思えます。

川真田税務課長

まず、概要について御説明させていただきます。県税の課税免除条例でございますが、過疎地域内に企業を誘致、育成することによって、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図り、また、過疎地域内の産業の振興を図ることを目的として、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法に規定しております過疎地域又は知事が指定しております準過疎地域内において、製造の事業の用に供する設備を新設若しくは増設した者又は畜産業等を行う個人に対する県税の課税免除について必要な事項を定めているものでございます。

まず、製造の事業、旅館業、情報通信技術利用事業の事業用設備を新設又は増設した者につきましては、その所得金額等のうち、当該施設に係るものとして従業員者数等で案分した額に対して課する事業税を課税免除すると。また、これらの事業整備に係ります家屋、その敷地である土地に対して課する不動産取得税、次に、畜産業又は水産業を行う個人につきましては、その所得に対して課する事業税の課税を免除するものでございます。

原則として、これについては交付税措置の対象となっております。平成25年3月に租税特別措置法施行令及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部が改正されておりますので、その中で引用条項のずれが発生したことから、この政省令の改正に対して、この度の所要の整理を行ったものでございます。

なお、課税免除の実績でございますが、現行の過疎地域自立促進特別措置法が施行され

ました平成12年以降、製造の事業等に係る事例が、法人事業税が31件で2,204万円、不動産取得税が24件で6,628万円、計8,832万円を課税免除しております。あと、畜産業等を行う個人については実績がございません。

それと委員御質問のありました要件でございますが、青色申告を行う個人又は法人であること。あるいは生産等の設備の取得価格の合計が2,700万円を超えるものであること、国税において特別償却の適用を受けているということが主な要件となっております。以上でございます。

松崎委員

よく分かりました。過疎地域を自立促進していくという立場で、税の面から応援するというふうに理解したらよろしいのでしょうか。それじゃあ、せつかくこういう免除措置があるということですので、これの周知といいますか、広報みたいなことが必要になってくるのではないかと思うんです。そのことによって、山間部のほうといいますか、過疎地域の中に行って、いろんな事業を展開しようかというきっかけにもなるかと思うんですが、そういう広報体制などはどうなんですか。

川真田税務課長

広報に関しましては、手元にあるんですけど、地方税のしおりというのがございまして、こういったものを各庁舎に備え付けておりますし、また、市町村の窓口にも備え付けてございまして、この中に記載してございますし、県のホームページでも課税免除についての広報は行っているところでございます。以上でございます。

松崎委員

そんな広報でよろしいんですか。ぜひ、せつかく地域にとっては減免をしながら元気な地域を作っていこうという趣旨だと思いますので、広報などもしながら、税務課サイドだけじゃなしに、そのことを通して商工労働の関係もしっかり取り組みをいただければと思ひまして、質問を終わります。

来代委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしまして、8月20日から8月22日までの3日間の日程で、視察を行いたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、当委員会として調査すべきテーマや視察箇所等がございましたら、早めに正副委員長まで御提案いただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって、過疎・人権対策特別委員会を閉会いたします。(11時33分)